

【基本指数】(父母共にいずれか一つに該当)

Table with columns: 状況, 父, 母. Rows include 就労 (外勤・自営業・農業, 内職), 出産, 疾病・障害 (疾病入院, 居宅内療養, 障害), 看護等 (入院・施設等の付添, 在宅看護), 災害, 求職, 就学, 不在.

(基本指数について)

- 1. 基本指数は父母それぞれ1つ適用する。複数の区分に該当する場合は、最も高い指数を適用する。
2. 労働時間には、通勤時間、休憩時間を含める。

【その他】(新規申請時のみ考慮する)

Table with columns: No, 状況, 指数. Rows include 市内の認可保育施設で勤務する/勤務しようとする保育士・保育教諭, 市内の認可外保育施設・幼稚園で勤務する/勤務しようとする保育士・保育教諭・幼稚園教諭, 児童相談所から入所(園)依頼のあった者, 放置・虐待・DVのおそれがある, その他上記1~4に類するケース.

- 1 No.1,2の保育施設は、市庁市内の認可保育施設、県により確認できる企業主導型保育事業、認可外保育施設補助対象施設、幼稚園を指し、就労(内定)証明書から保育士等との勤務実態の有無について、有、または、有(予定)の記載がある場合に加点を行う。

最優先該当有無

【調整指数①】(世帯状況に応じていずれか一つに該当)

Table with columns: No, 状況, 指数. Rows include 市内在住者及び転入予定がある市外在住者 (認可保育施設在籍者による転所申請, 新規申請), 転入予定が無い市外在住者 (認可保育施設在籍者による転所申請, 新規申請).

- 1 従業員枠で認可保育施設に在籍している場合は、利用調整を行っていないため、新規申請とする。
2 No.3は、申請書のその他②の記載に基づき、指数をつける。
3 4月入所審査に限り、利用する認可保育施設を年齢制限により継続不可能なNo.1転所申請者は、+30加点を行う。

【調整指数②】(育児延長希望を除く新規申請時のみ該当項目を選択)

1 児童の状況

Table with columns: No, 状況, 指数. Rows include 児童が障害を有する場合, 兄弟姉妹同時申し込み, 託児所のない勤務先へ帯同, 親族以外が保育をする場合, 幼稚園、認可外保育施設等利用中, 一時預かり事業利用中, 託児所のある勤務先へ帯同.

- 1 No.1は、当該児童の障がい者手帳等の写しが提出された場合に加点を行う。
2 No.3.4は、申請書の記載内容に基づき加点を行う。
3 No.5の認可外保育施設等には、県により確認できる企業主導型保育事業と認可外保育施設補助対象施設を指し、契約書や在籍証明書、申請時点で6か月以内に月極で施設利用をしたことが証明できる領収書等が提出された場合に加点を行う。(一時預かり的な利用と確認できる場合は、No.6の加点の対象とする)
また、幼稚園については、申請書の記載内容に基づき加点を行う。
4 No.6は、申請時点で6か月以内に施設利用をしたことが証明できる領収書が提出された場合に加点を行う。
5 No.7は、就労(内定)証明書の「職場内託児所の利用の有無」欄に「有」の記載がある場合に加点を行う。
6 No.3~7は、複数の項目に該当する場合、最も高い指数の一つだけ加点を行う。
7 No.3.4.6.7は、「3 家庭環境等」の「No.2 産後休暇・育児休業明けによる職場復帰」に該当する場合は加点を行わない。
8 No.5に該当する場合、「3 家庭環境等」の「No.2 産後休暇・育児休業明けによる職場復帰」の加点は行わない。

2 同居する65歳未満の祖父母の状況

Table with columns: No, 状況, 指数. Row: 1 保育の必要性を証する書類の提出がない場合 (-4)

3 家庭環境等

Table with columns: No, 状況, 指数. Rows include ひとり親世帯, 産後休暇・育児休業明けによる職場復帰, ひとり親世帯に準ずる世帯(単身赴任、長期入院等), 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む), 兄弟姉妹が2,3号認定で認可保育施設在籍中, 就労先が内定している, 内定辞退あり(当該年度内に限る).

- 1 No.2は、就労(内定)証明書に該当する期間の記載がある場合に加点を行うが、「1 児童の状況」の「No.5 幼稚園、認可外保育施設等利用中」に該当する場合は加点を行わない。
2 No.3の単身赴任は、申請書に記載があり、就労(内定)証明書から単身赴任であることが確認できる場合に加点を行う。
3 No.3の長期入院は、申請書に記載があり、診断書等から入院期間中であることが確認できる場合に加点を行う。
4 No.4は、申請書に記載があり、保護決定(変更)通知書が添付されている場合に加点を行う。
5 No.5は、入所(園)希望月に在籍している場合に加点を行う。
6 No.6は、就労(内定)証明書に採用予定の記載がある場合に減点を行うため、減点をなくすためには、就労を開始した後に改めて就労(内定)証明書の提出が必要となる。
7 No.7は、内定通知発送後に内定辞退の申し出があった場合に減点を行う。

※ 転所による審査の場合は、【調整指数②】、【その他】は使用せず、【基本指数】、【調整指数①】で同点となった場合には、競合表を使用して審査を行う。

合計指数